

建設石綿 国の責任認定

個人事業主にも賠償

最高裁判決

れも5裁判官一致の結論。第1小法廷は昨年12月以降、4件の訴訟の決定で国やメーカーの上告を退け一部の賠償命令が確定したが、理由を示していなかった。

判決を受けて、田村憲久厚生労働相は「国の責任が認められたことを重く受け止めている。責任を感じ深くおわび申し上げる。ほかに係争中の原告との早期和解や、未提訴の被害者などに対する補償について、早期の解決に向けて対応したい」との談話を出した。

建設現場で建材に含まれるアスベスト（石綿）を吸い、肺がんや中皮腫などを発症したとして、元労働者や遺族らが国や建材メーカーに損害賠償を求めた4件の訴訟の上告審判決で、最高裁第1小法廷（深山卓也裁判長）は17日、国の対応は違法だったとして賠償責任を認めた。メーカーの責任については被害者の作業内容や期間などを踏まえて個別に審理する必要があるとした上で一部を認めた。2面に「推認可能」、22面に判決要旨、25面に「救済よつやく」

メーカー責任 一部認める

平成20年以降、各地で集団訴訟が起こされ、弁護団によると今年4月時点の原告は計約1200人。全国で起こされた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決は初めてで、責任の範囲と対象について統一判断が示さ

れたことで、労働者らの救済が一気に前進しそうだ。第1小法廷は、昭和50年10月から平成16年9月までの間、石綿建材や建設現場に石綿の危険性を示す警告表示のほか、事業主に防塵マスクの着用を義務づける

べきだったと指摘。規制権限を行使しなかった点を「著しく合理性を欠く」と述べ、国がこれらの規制をしなかったのは違法で、個人事業主である「一人親

方」を含む屋内労働者らに對する賠償責任があると認めた。判決があったのは横浜、東京、京都、大阪の各地裁に起こされた4訴訟。いず

首相きょう原告団と面会、和解へ

最大1300万円で調整

政府は17日、建設アスベスト訴訟で最高裁が国の賠償責任を認める判決を出したことを受け、菅義偉首相が18日に原告団と面会すると発表した。首相は面会で、おわびを表明する方向だ。政府は与党の和解案に基づき、原告に最大で13

00万円の和解金を支払う方向で調整に入った。訴訟の早期解決を目指す与党のプロジェクトチーム（PT）は17日の会合で、国が原告に対し1人当たり最大1300万円の和解金を支払うといった内容の統一和解案を正式決定。会合には原告側弁護士も出席し、和解に応じる意向を表

明した。和解案は国が1人当たり550万〜1300万円を支払う内容で、提訴原告には訴訟負担を考慮し、解決金も支払う。未提訴の被害者についても幅広く救済するため、和解金と同水準の給付金を支給する制度を議員立法で創設するとしている。

81歳女性、仏壇の夫と息子に報告

建設石綿訴訟

「2人とも認めてもらえたよ」。建設アスベスト(石綿)訴訟の上告審で、最高裁が17日、国とメーカーの賠償責任を認定し、個人事業主である「一人親方」に対する国の責任も認めた。石綿による肺がんが夫と息子を失った横浜訴訟の原告、栗田博子さん(81)は判決後、横浜市内の自宅に戻り、仏壇に手を合わせた。「『同じ条件で働いていたのにどうして』という思いがあった。ようやくいい報告ができて、胸のつかえがとれた」と安堵をにじませた。

(1面参照)



建設アスベスト訴訟の最高裁判決後、記者会見に応じる原告団ら—17日午後6時54分、東京都千代田区(松井英幸撮影)

夫の秀男さんは大工として主に個人住宅を手掛けた。次男の圭二さんも、父の背中を見て大工となり、一緒に汗を流した。

しかし、秀男さんは平成19年に肺がんを診断され、後の手術で「肺がぼろぼろだ」と告げられた。間もなく酸素マスクが手放せなくなり、苦しむうちに「体が痛い」と訴えた。なんとか和らげばと博子さんは背中をさすったが、「それしかできず、つらかった」。結局、20年に72歳で亡くなった。

秀男さんだけではない。翌年、圭二さんが「背中が痛い」といった。肺がんだった。圭二さんには婚約者がいた。結婚式を控えていたが、体力が保てず、かなわなかった。式を予定した日には、本人の強い希望で入院先から一時帰宅し、彼女と手を取りケーキにナイフを入れた。3カ月半後、新婚生活を送ることなく、

40歳で息を引き取った。2人とも作業中に吸い込んだ石綿が原因とわかり、博子さんは司法に救済を求めた。しかし、労働者だった圭二さんは救済対象となつた一方、秀男さんは「個人事業主」という理由で賠償を得られなかった。「同じ仕事をしていたのに理不尽だと思った。すべての被害者を分け隔てなく救ってほしい」。そう願って長い裁判を闘ってきた。

今は長男(58)が1人で大工を続けている。長男の前では決して口にしないが、「もしかしたら…」と怖くなくなる。博子さんは「今もたくさんのお客様が出てくる。これから発症する人のためにも、不安のない制度をつくらせてほしい」。今後の国の取り組みを待っている。

一方、この日の判決後に都内で開かれた原告団・弁護団の集会では、国が未提訴の被害者を含めた救済制度を創設する方向で検討していることが報告され、会場からは拍手も沸き起こった。東京訴訟弁護団長の小野寺利孝弁護士は「これで終わりではなく、危険な建材で大きな利益を得てきたメーカーの社会的な責任も追及していく」と話した。

一人親方も救済「ようやく」

建設アスベスト訴訟判決の焦点



▲アスベストの原石(厚生労働省提供)

どんな条件の原告が救済されるか



〈国の主張〉

都度、措置を講じており賠償責任はない。一人親方は保護対象でない

〈最高裁の判断〉

昭和50~平成16年に従事した、一人親方を含む屋内労働者らに賠償責任がある

どの被告が賠償責任を負うか



〈メーカーの主張〉

原告がどの社の建材を扱ったか不明でメーカーは責任を負わない

〈最高裁の判断〉

建材が原告に扱われた可能性を立証することは可能で、さらに審理を尽くすべきだ

アスベスト(石綿) 極細繊維からなる天然鉱物。高度経済成長期に建材や断熱材などで重宝されたが粉塵(ふんじん)を吸い込むと肺がんや中皮細胞のがん「中皮腫」を引き起こすことがわかり段階的に規制された。平成17年には兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場の従業員や周辺住民に健康被害が出たことが発覚、18年に石綿健康被害救済法が施行。製造と使用も全面禁止された。石綿工場の被害をめぐる「泉南アスベスト訴訟」は、26年の最高裁判決で国の責任が確定した。

原告有利で画期的

東京女子大の広瀬弘志名誉教授(災害リスク学)の話「判決ではアスベストの危険性を見直し、放置した国の責任と企業の責任を明確に整理している。労働者でなく経営者だとされてきた『一人親方』についても、実態は労働者だったという見解がはっきり出ており、思い切った、画期的な判決だ。原告にとってはかなり有利で、完全勝訴とはいかないが満足いく結果だと思つて、訴訟に入っていない被害者もいるが、国も全面的に和解金・給付金を支払う方向で動いており、やっとここまでできた、という感じだ」

国は公平な制度を

成蹊大の渡辺知行教授(民法)の話「危険性を認識しながら国が何の規制権限も行使しなかった点を重視した上で建材メーカーの共同不法行為も認定した妥当な判断だ。『一人親方』は建築の専門的知識を持っていても、アスベストの危険性や粉塵対策については専門家ではない。他の労働者と同じ立場で救済対象としたのも適切といえる。一連の訴訟は、被害者だけでなくメーカーの数も多いという特殊な事情があつて多くの時間を要し、既に亡くなった方もいる。国は公平な救済制度の実現に向けた議論を急ぐ必要がある」